

令和 8 年 7 月波佐見町農業委員会総会（初）議事録

日 時：令和 8 年 7 月 2 1 日（火）
9 時 0 0 分～1 2 時 0 0 分
場 所：波佐見町役場 第 1 会議室

1. 出席委員（仮議席）

1 番 岩木 三徳	2 番 山尾 成敏	3 番 瀬川 常信
4 番 三岳 勇	5 番 岩永 和美	6 番 楠本 和弘
7 番 牛嶋 哲也	8 番 田嶋 隆	9 番 吉崎 俊次
1 0 番 西 好貴	1 1 番 吉田 節子	1 2 番 谷村 由紀美
1 3 番 尾崎 久美子	1 4 番 長島 辰巳	

2. 欠席委員（仮議席）

3. 事 務 局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

4. 総会出席者

波佐見町長 前川 芳徳

5. 議事日程

第 1 会長の互選（農業委員会等に関する法律第 5 条）

第 2 会長職務代理の互選（同法第 5 条第 5 項）

第 3 議席の決定について（波佐見町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項）

第 4 議事録署名委員の指名（同法規則第 2 0 条第 2 項）

第 5 農地利用最適化推進委員の委嘱

（農業委員会等に関する法律第 1 7 条第 1 項）

令和 8 年 7 月 2 1 日（火） 午前 9 時 0 0 分開会

溝上係長	おはようございます。 ただ今から、令和 8 年 7 月 2 0 日付けで農業委員会委員に就任いただきます委員の皆様にも前川町長より辞令を交付いたします。なお、交付については、1 名の方に代表して辞令をお渡しします。 委員の皆様は、その場でご起立をお願いします。 （委員、起立）
溝上係長	それでは、委員を代表いたしまして、受付順が 1 番であった「岩木三徳」委員に交付いたします。岩木委員は前へお進みください。 （岩木委員に辞令交付）
溝上係長	ありがとうございました。委員の皆様、ご着席ください。 （全委員、着席）
溝上係長	それでは辞令の交付が終わりましたので、ここで町長からご挨拶をお願いいたします。
町長	（町長挨拶）
溝上係長	ありがとうございました。 ここで町長は他の公務のため退席いたします。 （町長退席）
溝上係長	それでは引き続き、選任後初めてとなります農業委員会の総会を開会させていただきます。 なお、会長及び会長職務代理が決まるまでは、「地方自治法第 1 0 7 条」の規定を準用し、年長の委員に臨時の議長をお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり)

溝上係長 それでは本日の出席委員の中で最年長委員は、岩永和美委員ですが辞退されましたので、次に年長委員である瀬川委員に臨時議長をお願いしたいと思います。瀬川委員、議長席に移動をお願いします。

瀬川委員 ただいま、ご指名をいただきました瀬川でございます。臨時に議長の職務を行いますので、皆様のご協力をお願いします。事務局から話がありましたとおり、会長が決まるまで、進行をさせていただきますのでよろしくお願いします。

 それでは、議事日程に入る前に、会長の職務内容について、事務局より概要説明をお願いします。

溝上係長 会長としては、農業委員会での統括として決定権を持っています。職務としては、総会時の進行、全国農業委員会会長大会などの出張が年10回程度、それ以外に農業振興会など関連団体会議等への出席などがございます。

 また、町主催の行事などに行政委員会代表として出席依頼される場合もあります。

 概要は以上です。

瀬川委員 ありがとうございます。それでは、議事日程第1「会長の互選」について、事務局から説明をお願いします。

溝上係長 それでは会長の互選について説明します。農業委員会等に関する法律第5条により、「農業委員会に会長を置く」ということになっており、第5条の2項では「会長は、委員が互選した者をもつて充てる」ということになっております。互選とは、「構成員の中から互いに選挙して選ぶこと」でありますから、「投票による方法」が原則となります。以上で「会長の互選」について説明を終わります。

瀬川委員 それでは皆様のご意見をお伺いしたいと思います。事務局から説明がありましたように互選につきましては、「投票による方法」が原則で

	すが、ご意見等ありませんか。
岩木委員	投票までしなくても推選でいいと思います。
瀬川委員	推選でいいという意見が出ましたがいかがでしょうか。
楠本委員	それぞれ推選をしてもらうという意味でしょうか。
溝上係長	皆さんの中で推選する方がいれば挙げていただいて、その方について皆さんに同意をしていただく形になります。
瀬川委員	それでは、投票か推選か決めたいと思いますが、いかがでしょうか。
西委員	投票といってもわからないし初めての方もいらっしゃるの、難しいと思います。何人か推選する委員を挙げればいいのかと思います。
瀬川委員	何人か推薦を挙げて投票する方法もありますが、それでいいでしょうか。
楠本委員	推選する人を紙に書いて、候補者が出ればその中で投票する形がいいと思います。
溝上係長	原則は投票ですが、指名推選も可能です。みなさんからどの方が会長にふさわしいのか挙げていただいて、人数次第でどうするかを決めてもらえればいいのかと思います。
岩木委員	私を含め、この場で誰がいいのかを決めるのは難しいと思います。一人ひとり順番に推選する委員を言うのはどうでしょうか。
瀬川委員	推選する人を紙に書く方法と一人ひとり意見を言う方法と意見が出ていますが、どうしましょうか。
朝長事務局長	それでは、推選する方を紙に書いていただいて、上位2名の決選投票という形はいかがでしょうか。

楠本委員 票数は言わずに、推選があった方は全て投票の対象にするのはどうでしょうか。

朝長事務局長 皆さんの総意で決めていただければと思います。

瀬川委員 それでは、楠本委員と事務局から説明があったとおり、「まず推選者を挙げてもらい、推選があった方は全て投票の対象にすること」でよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

瀬川委員 はい、それでは異議なしということで、会長の互選は、「まず推選者を挙げてもらい、推選があった方は全て投票の対象にすること」として投票を行うことにいたします。

事務局より投票用紙の配布をお願いします。

(事務局で推選する者を記入する用紙配布、全委員提出後)

瀬川委員 それでは、推選者の提出が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。

溝上係長 はい、それでは推選者の結果を報告します。

楠本和弘委員

吉崎俊次委員

長島辰巳委員

岩木三徳委員 以上4名です。

朝長事務局長 推選された理由を言える方は、それぞれお願いします。

(4名について、それぞれ推選理由を説明後)

瀬川委員 それでは、投票に移ります。事務局より投票用紙の配布をお願いします。

	(投票用紙配布後)
瀬川委員	それでは、投票が終わりましたので、開票をお願いします。
	(開票)
瀬川委員	開票結果が出たようですので、報告をお願いします。
溝上係長	はい、それでは投票結果を報告します。 楠本和弘委員 (7票) 吉崎俊次委員 (7票) 以上です。
朝長事務局長	以上のように、得票数は同数となりました。この場合、通常の選挙であれば、くじ引きとなります。まず、くじを引く順番のくじを引いて「○」、「×」の紙を引いてもらうこととなります。
瀬川委員	ただ今、事務局から説明があったとおり、得票数は同数でしたので、くじ引きで決めてよろしいでしょうか。 (「異議なし。」と呼ぶ者あり。)
長島委員	会長がどちらかに決まれば会長職務代理ももう一人の方にしていただくことでお願いしたい思います。
瀬川委員	ただ今、会長がどちらかに決まれば会長職務代理ももう一人の方をお願いしたいと意見がありましたが、ご異議はありませんか。 (「異議なし。」と呼ぶ者あり。)
朝長事務局長	それでは会長がどちらかに決まれば会長職務代理ももう一人の方をお願いしたいと思います。 くじ引きの「1番」、「2番」、「○」、「×」の用紙を作成しますのでしばらくお待ちください。

	(用紙作成後)
朝長事務局長	それでは年長委員である吉崎委員から、まず、くじを引く順番のためのくじを引いてください。
瀬川委員	結果を報告してください。
朝長事務局長	くじ引きの結果、楠本委員が1番、吉崎委員が2番となりました。
瀬川委員	それでは楠本委員から○×の用紙を選んでください。
	(楠本委員から○×用紙を選ぶ)
瀬川委員	結果を報告してください。
朝長事務局長	楠本委員が○、吉崎委員が×となりました。
瀬川委員	それでは、お諮りします。くじ引きの結果により、楠本委員を会長とすることにご異議ありませんか。
	(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)
瀬川委員	はい、それでは異議なしということで、楠本和弘委員を波佐見町農業委員会の会長に決定いたします。会長が決定しましたので、ここで議長を楠本会長と交代いたします。委員各位のご協力により、無事に臨時の議長の重責を果たすことができました。ありがとうございました。
	(議長交代)
溝上係長	瀬川委員、臨時議長、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。それでは、会長に決定した楠本委員、ご挨拶をお願いいたします。
楠本会長	(会長あいさつ)

溝上係長	ありがとうございました。これ以降の議事の進行につきましては、楠本会長にお願いしたいと思います。楠本会長、議長席をお願いします。
楠本会長	はい、それでは議事を進めさせていただきます。議事日程第2「会長職務代理の互選」について、事務局から説明をお願いします。
溝上係長	会長職務代理の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項に、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」と規定されています。会長職務代理の互選の方法は、会長互選と同様「投票による方法」が原則ですが、地方自治法第118条第2項及び第3項を準用し、投票を行わず全員の同意により指名した者を選ぶ「指名推選による方法」によることも認められています。以上で説明を終わります。
楠本会長	事務局から説明がありましたように互選につきましては、「投票による方法」と「指名推選による方法」がありますが、指名推選による場合は、皆様全員の同意が必要となります。先ほど、会長選候補のどちらかに会長職務代理をしてほしいとご意見がございましたので、吉崎委員を会長職務代理とすることについて、ご異議ございませんか。
	(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)
楠本会長	はい、それでは異議なしということで、吉崎委員を波佐見町農業委員の会長職務代理に決定いたします。それではここで、会長職務代理に決定した吉崎委員は前の席に移動していただき、ご挨拶をお願いいたします。
吉崎委員	(会長職務代理あいさつ)
楠本会長	ありがとうございました。それでは日程第3「議席の決定」について事務局より説明をお願いします。
溝上係長	それでは、議席の決定でございますが、添付をしております資料の波

佐見町農業委員会会議規則第5条で、「委員の議席は、会長が定める」となっていますが、どのような方法がよろしいか協議をお願いいたします。

参考として、例年13番と14番は慣例で、14番が会長、13番が会長職務代理の議席となっております。また、1番から12番までの議席については、地区順で議席を決定しています。

なお、同じ地区に2名以上いる地区においては、氏名の五十音順で議席を決定してはどうかと思います。以上、協議をお願いします。

楠本会長

ただいま事務局から説明がありましたように、まず13番、14番については14番が会長、13番が会長職務代理ということにさせていただいて、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

楠本会長

それでは、14番が「会長」、13番が「会長職務代理」にさせていただきます。続きまして、1番から12番までの議席の決定の方法についてですが、地区順で並んでいき、同じ地区に2名以上いる地区においては、氏名の五十音順で議席を決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

楠本会長

異議なしという声がありましたので、調整した議席順を事務局の方から説明をお願いします。

溝上係長

それでは、調整した議席順を一番から順に発表させていただきます。

1番「山尾成敏」委員、2番「長島辰巳」委員、3番「瀬川常信」委員、4番「岩永和美」委員、5番「牛嶋哲也」委員、6番「田嶋隆」委員、7番「谷村由紀美」委員、8番「三岳勇」委員、9番「吉田節子」委員、10番「岩木三徳」委員、11番「尾崎久美子」委員、12番「西好貴」委員、そして13番は会長職務代理の「吉崎俊次」委員、14番は会長の「楠本和弘」委員ということになります。

次回の委員会から、名前と議席番号を書いたプレートを机の上に置き

ますので、そちらに座って頂くようになります。以上、説明を終わらせていただきます。

楠本会長

議席につきましては、以上のようなことで決定させていただきます。

続きまして、日程第4 「議事録署名人の指名」について事務局から説明をお願い致します。

溝上係長

議事録につきましては、本日の総会を含めまして、全ての総会でその内容を録音し、後日事務局でそれをもとに議事録を作成します。

また、波佐見町農業委員会会議規則の第20条に「議事録には議事のほか、開会及び閉会の日時、出席、欠席の委員の番号及び氏名並びに会長において必要と認める事項を記載しなければならない。」とあり、同条第2項には、「議事録には、会長及び会議で定めた2人以上の委員が署名しなければならない。」とあります。

従いまして、総会の時には議題に入る前に予め議事録署名人2名を指名して、後日議事録を作成した後に署名をお願いするという段取りになっています。本日の総会は、改選後初の総会となりますので、1番から順番に2名の指名が理想的ではないかと思えます。

ただいま事務局から説明がありましたが、議席番号順にそれぞれ2名ずつということで進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり。）

楠本会長

それでは、今回は1番からということで、1番の「山尾」委員と、2番の「長島」委員をお願いします。

続きまして、日程第5「農地利用最適化推進委員の委嘱」について事務局から説明をお願いします。

溝上係長

日程第5「農地利用最適化推進委員の委嘱」について説明します。

農地利用最適化推進委員については、町内を10地区に分けて折敷瀬郷・村木郷を除く各地区1名の定数8名で募集を行なったところ、それぞれ1名ずつの推薦があり、また、地区を重複することなく定数8名を超えることがございましたので、書類審査を行い、候補者として8名を選考したものです。

それでは候補者についてご紹介いたします。5ページの「候補者の概要」をご覧ください。

(概要書により候補者を紹介)

溝上係長

以上が「候補者の概要」となります。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会の会長が委嘱することとなっておりますので、今回、承認を得るものでございます。以上で日程第5の説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いします。

楠本会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明につきましてご意見、ご質問等はございませんか。

(意見なし)

楠本会長

他にご意見・ご質問等がないようでございますので、8名の候補者を農地利用最適化推進委員として承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者あり。)

楠本会長

はい、それでは異議なしということで、承認いただきましたので、8名の方を農地利用最適化推進委員に委嘱することといたします。

以上で本総会に付された案件はすべて終了しましたが、事務局から本日の今後の流れについて説明をお願いします。

溝上係長

本日はこの後、推進委員への委嘱状交付を行い、研修会を開催した後、最後に8月の広報紙に掲載する集合写真を撮ります。

10時30分から委嘱状交付を行いますので、時間前に再び集合をお願いしたいと思います。

楠本会長

以上をもちまして、本日の農業委員会の初総会を閉じます。